

京都舞鶴港大野辺緑地

みなと緑地トライアルサウンディング実施要項

1 実施概要

みなと緑地トライアルサウンディングとは、京都府が保有するみなと緑地（港湾緑地を指す）の暫定利用を希望する民間事業者等（以下、事業希望者）から提案を募集し、一定期間、実際に使用してもらう取り組みです。

京都府は、みなと緑地に対する市場性やニーズ等を把握することができ、トライアルサウンディングにおける事業実施者（以下、事業実施者）は、実際のみなと緑地の使い勝手、採算性、アイデアに対するニーズ、立地条件等を確認できる社会実験の取り組みとなります。

また、事業実施者には、利用者等に対して、事業実施期間中もしくは事前・事後にアンケート調査等を実施していただき、その結果などから、みなと緑地の今後の活用方針に活かしていくための参考とさせていただきます。

みなと緑地トライアルサウンディングにおいては、一定条件のもとみなと緑地において、売店やオープンカフェ等の営業活動を実施することができます。みなと緑地トライアルサウンディングの趣旨に賛同いただき、賑わいづくりにつながる活動を希望する事業者を募集します。

利用者のニーズや営業活動等による賑わいづくりの状況等を把握し、今後の利活用の進め方等に反映していきます。

2 みなと緑地におけるトライアルサウンディング実施の目的

港湾は物流や人流機能だけでなく、ふ頭からの景観やイベントエリアの雰囲気を活用した賑わいや交流の場としての機能も有しています。京都舞鶴港では、港の景観・環境を活かし、広域的観光拠点ともなる交流・憩い・潤いのあるみなとづくりを目指し、第2ふ頭～第4ふ頭周辺の港湾緑地を中心に、地域住民に親しまれる港を核としたまちづくりとして、魅力あるウォーターフロントの整備を進めることとしています。

本実施要領は、京都舞鶴港大野辺緑地の再整備に向け、みなと緑地 PPP（※）活用を想定した事業性検証と、市民利用・観光利用の実態把握を目的として、社会実験（トライアルサウンディング（※））を実施するものです。

※みなと緑地PPP

港湾法に基づく港湾環境整備計画制度（みなと緑地PPP）。港湾緑地等において、収益施設の整備と収益還元による緑地の再整備・維持管理を行う民間事業者に対し、行政財産の貸付けを可能とする制度。

※トライアルサウンディング

自治体が保有する公共施設を一定期間、暫定的に民間事業者使用起来てもらう社会実験とサウンディングを合わせた取組み。行政・民間事業者が事業の集客性、課題等を共有することができる。

3 対象エリア

京都府が管理する緑地の一部（大野辺緑地） 京都府舞鶴市字松影～下福井

※トライアルサウンディング対象エリアは、巻末の対象エリア図を参照してください。

4 スケジュール（予定）

日程	内容
令和8年9月4日（金）	令和8年度実施要項の公表 「トライアルサウンディングの募集開始」
令和8年9月11日（金）～ 令和8年10月1日（木）	トライアルサウンディングの提案募集 （お問い合わせ・お申込み受付）
令和8年10月2日（金）	トライアルサウンディングの実施事業者の決定
令和8年10月17日（土） ～令和8年11月15日 （日）	トライアルサウンディングの事業実施可能期間

事業完了後 トライアルサウンディングの事業結果の公表予定

※申込にあたっての質問は、令和8年9月11日（金）から9月29日（火）まで、メールにて受け付けします。質問及び回答は必要に応じて京都府ホームページ等で公表する場合があります。

5 施設概要

- ・本社会実験では、トレーラーを1台、（飲食営業や物販・ワークショップ等利用を想定）、ドッグランを期間限定で設置します。また、社会実験期間中は緑地内にLOOPも設置する予定です。

- ・大野辺緑地内には、公衆トイレがあります。

6 営業可能日・営業可能時間

営業可能日は全ての曜日、営業可能時間は9時～18時とします。本事業は大野辺緑地の再整備に向けた社会実験となりますので、以下のご協力をお願いいたします。

- ・営業時間は原則として6時間以上の営業のご協力をお願いいたします。

- ・営業日は1週間単位での申し込みを基本としますが、難しい場合は、その旨をお伝えください。1週間単位で営業可能な方を優先させて頂く場合がありますので、ご了承ください。

- ・先着順かつ、提案内容を確認し、実施に支障がないと判断した申込者から順次実施日時を確定します。ご希望の日時をご用意できない場合がありますので、ご了承ください

- ・その他、営業日、時間に関しては、協議により決定します。

7 トライアルサウンディングの流れ

（1） 事業希望者によるトライアル

トライアルサウンディング事業希望者から提案を受け付けます。トライアルサウンディング利用申込書（所定様式）を作成し、担当部署へ提出してください。

（2） 応募内容の審査（書面審査のみ）

応募内容について、京都府で審査し、実施事業者として選定します。

（3） 審査結果の連絡

審査結果について、個別に事業希望者へ連絡します。

（4） トライアルサウンディング実施に向けた協議・調整

実施事業者として選定された際には管理者（京都府）と協議・調整を行い、双方の合意が整い次第、実施に移ります。

（5） トライアルサウンディングの実施

トライアルサウンディングの事業を実施します。事業実施者には、暫定利用の期間中や事前事後のアンケート調査を実施していただく予定です。また、実施事業に関わる問い合わせ対応等も行っていただきます。

(6) 実施結果の報告（アンケート調査結果を含む）

トライアルサウンディングの終了後、実施結果を京都府に報告していただきます。報告内容については、京都府と事業実施者で協議して決定します。

※ トライアルサウンディングの審査結果は事業希望者へ個別に行い、選定された事業実施者のみ公表いたします。（合意形成がなされず、選定されなかった場合は公表いたしません。）

8 参加資格要件等

(1) 参加者の条件

応募資格を有する者は、提案内容を自ら実施する意思及び能力を有する民間企業、NPO 法人等の法人又は 任意団体、学校、地方自治体等とします。

また、露店・テントやキッチンカーにて商品や食材を提供する場合ならびに火気を取り扱う場合は、実施するにあたり適正な手続き・届出を完了していることとします。

※手続き・届出が完了していない場合は、社会実験実施日までに完了させること

(2) 応募できない条件

①個人からのご提案

②ご提案者（提案に関係する者を含む）及びご相談内容が、次に該当する場合

- ・ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する方
- ・ 応募書類提出時に京都府から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けている方
- ・ 法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している方
- ・ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員の統制下にある方。また、暴力団員及びその利益となる 活動を行なっている者が含まれている方
- ・ 政治的・宗教的な関連性や要素がある場合

- ・ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 92 条の 2、第 142 条（準用する場合を含む。）又は第 180 条の 5 第 6 項に規定する兼業等の制限に抵触する者
- ・ 公共性・公平性に問題がある等、その他、京都府が連携を行うにあたりふさわしくないと判断した場合

（３）その他

- ①提案内容や調整の結果により、個人からのご提案の事実が判明した場合、または、その他の諸事情により、今後ご提案者との対話・調整を行わないこともあります。
- ②ご提案に関する庁内外の関係者との調整には、非常に時間がかかることもあります。
- ③ご提案内容や対話・調整の結果によっては、実現ができないことがあります。
- ④審査結果にかかわらず、京都府は提案及び対話・調整にかかる一切のコスト（企画 や打合せ等にかかる人件費・交通費などを含む一切の費用、損害等）の補填や賠償をいたしません。
- ⑤提案内容において、京都府が不適切と思われるものがある場合は、失格とします。

９ 応募に関する留意事項

（１）費用負担

トライアルサウンディングの実施に必要な費用について、京都府は一切の負担を行いません。すべて民間事業者の負担により実施していただきます。また、イベント等の実施に関する問い合わせ・対応なども、事業実施者が行っていただきます。（制度に関するお問い合わせは、京都府で対応いたします）

（２）実施条件

本トライアルサウンディングは京都府との覚書締結をもって事業開始となります。事業希望者と京都府において、合意が整わなかった場合は、事業を実施することができません。なお、各種イベント等が重なった場合は、日時等の調整をする場合があります。トライアルサウンディングにより、事業実施者が設置した施設・設備等については、管理者と調整の上、事業終了時にすべて撤去し、事業実施者が一切の原状回復を行うこととします。事業実施者はトライアルサウンディングを実施することに起因する事故・トラブル等に備えて、事業実施者は安全確保のための配慮義務を負うとともに、必要なイベント保険の付保を行うものとします。

事業実施者はトライアルサウンディングの実施に際し、実施期間中や事前・事後などに利用者アンケートや地域関係者等へのアンケート、その他を通じて、実施事業の効果と明らかになった課題、その対応方法等について、結果をまとめて京都府に事前に報告内容を確認の上、事業実施後1か月以内に提出することとします。

（３）提出書類の取り扱いおよび特許権等の扱い

①提出書類の著作権は、事業希望者に帰属します。

②事業希望者の提出書類については、提案審査以外で事業希望者に無断で使用しません。また、第三者に情報を漏らしません。

③提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される 第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った事業希望者が負うものとします。

（４）法令の遵守

提案にあたっては、事前に事業希望者の責任において建築基準法等の各関連する関係諸法令及び条例等を確認し、事業実施時に遵守することとします。

１０ 申請方法

（１）提出書類

事業希望者は、次の書類を提出することとします。

- ・みなと緑地 トライアルサウンディング利用申込書（様式１）

１１ 提案要件

（１）提案内容について

提案内容は、次のすべてに該当するものとします。

①みなと緑地におけるトライアルサウンディングの目的に合致するものであること。

②確実に実施できる利用内容であること。

③みなと緑地を利用する観光客及び市民等の利便性、サービスが向上する利用内容であること。

④京都府の財政負担を求めるものでないこと。

(2) 対象外となる提案

次に掲げるものは提案の対象外とします。

①政治的または宗教的活動

②青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等

③騒音や悪臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為

④「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」第2条第5号に規定する指定暴力団等の活動

⑤ 公序良俗に反し、または反社会的な活動

⑥その他、京都府が保有するみなと緑地等との関連性が低いと判断する行為、内容

12 事業実施にあたって

(1) 責任およびリスクの考え方

①事業希望者が実施する事業については、事業希望者が責任を負うものとする。

②当該事業に伴い発生するリスクについては、事業希望者が負うものとする。

(2) 事業中止となる場合

事業内容が公益上または管理運営上ふさわしくないと京都府が判断した場合は、指定管理者から事業の中止を求めることがあります。

13 モニタリングおよびヒアリングの実施

(1) モニタリング

事業期間中に京都府が実施するモニタリング調査について、事業実施者は協力することとします。

(2) アンケート調査等

①事業実施期間中および事前事後等に行ったアンケート調査等の実施結果及び事業を行う上での課題等を取りまとめ報告していただきます。

②その際に、事業実施に関わる資料・記録等も、京都府へ提出するものとします。

14 お問い合わせ・申込先

申込書に必要事項を記載の上、下記の宛先にメールにてご提出ください。なお、到達確認のため、電話で着信をご確認ください。

お申込みにあたっての質問は、随時メールにてお受けいたします。いただいた質問には随時回答いたします。

※お問い合わせはメールのみでの受付となります。到達確認以外での電話対応は行いません。

■ 京都府みなと緑地トライアルサウンディング窓口

メールアドレス： kowan-kikaku@pref.kyoto.lg.jp

住 所：京都府舞鶴市 喜多 1105 番地の 1 舞鶴 21 ビル 7 階

京都府港湾局 港湾企画課 計画係

TEL 0773-75-0192

FAX 0773-75-4375

13 結果通知および事業結果の公表

みなと緑地トライアルサウンディングの選定結果に関しては、個別に事業希望者へ通知・連絡します。

事業希望者は京都府と協議・調整を行い、双方の合意が得られた事業について実施することとします。また、本事業の活動実績については、その概要を公表する予定です。

巻末 対象 エリア 図

● 対象エリア

対象エリアは、下図のとおりです。

大野辺緑地（京都府舞鶴市字松陰～字下福井）

面積：約 1.9ha

対象エリア：赤囲い

